

平成27年度 中間市子ども・子育て会議

日 時 平成28年2月26日（金）14時
場 所 なかまハーモニーホール特別会議室

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 委嘱状交付

4. 委員自己紹介

5. 会長選出

6. 議 題

(1) 計画の進捗状況の報告について

(2) 平成28年度特定地域型保育事業新設に伴う利用定員について

7. 閉 会

中間市子ども・子育て会議 委員名簿

【任期：平成27年11月1日から平成29年10月31日まで】

資料 1

区 分	所 属	氏 名
学識経験のある者	九州女子大学	ナカヤマ トモキ 中山 智哉
学識経験のある者	西南女学院大学	メイノ 命婦 ヤスコ 恭子
子どもの保護者	中間市小中学校PTA連合会	セラ 世良 リウコ 良子
子どもの保護者	中間市小中学校PTA連合会	ナカオ テツペイ 中尾 哲平
地域において子育ての支援を行う者	中間市民生委員児童委員協議会	ウヰヒロ 植弘 テツル 千鶴
地域において子育ての支援を行う者	中間市自治会連合会	イケダ 池田 ヒサル 久紀
子どもの教育、保育または養育に関する事業に従事する者	遠賀中間地区保育協会	ウヰムラ 上村 ハツミ 初美
子どもの教育、保育または養育に関する事業に従事する者	遠賀中間私立幼稚園連盟	フナツ 船津 マサユキ 正行
子どもの教育、保育または養育に関する事業に従事する者	中間市小学校長会	モリオカ 森岡 シンゴ 重義
子どもの教育、保育または養育に関する事業に従事する者	中間市中学校長会	ムラタ 村田 ケンゴ 健吾
子どもの教育、保育または養育に関する事業に従事する者	中間市教育委員会	カワモト 河本 ナオコ 直子
子どもの教育、保育または養育に関する事業に従事する者	福岡県宗像児童相談所	タガワ 田川 トシ 利美
子どもの教育、保育または養育に関する事業に従事する者	中間市社会福祉協議会	クナイ 久内 マサル 勝
子どもの教育、保育または養育に関する事業に従事する者	NPO法人ひかりのさと	シモカワ 下川 はる子
経済団体、労働者団体、その他各種団体の関係者	中間商工会議所	フクダ 福田 マサル 勝
経済団体、労働者団体、その他各種団体の関係者	連合福岡遠賀川地域協議会	ゴロウマル 五郎丸 エリコ 恵里子
一般公募の市民		カワグチ 川口 マリ 麻里

【保育利用率】

	H 2 7年度	H 2 8年度	H 2 9年度	H 3 0年度	H 3 1年度
計画	41.2%	49.5%	49.6%	49.6%	49.4%
現状	48.2%	-	-	-	-

資料 2

[H 2 7年9月末中間市人口]

0歳児	248名
1歳児	293名
2歳児	280名
合計	821名・・・(A)

[H 2 7年10月1日保育所利用人数]

0歳児	115名
1歳児	137名
2歳児	144名
合計	396名・・・(B)

$$\therefore (B)/(A) \quad *100= \quad 48.2\%$$

【量の見込】

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1～2歳
計 画	中間市在住児	587人	500人	118人	229人
	他市町在住児	190人	10人	0人	10人
	合計 (①)	777人	510人	118人	239人
現 状	中間市在住児	417人	483人	101人	270人
	他市町在住児	126人	28人	14人	11人
	合計 (①)	543人	511人	115人	281人

【確保方策】

		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1～2歳	
計 画	特定教育・保育施設	市内	0人	482人	109人	289人
		市外	55人	10人	0人	0人
	特定地域型保育	-	-	0人	0人	
	確認を受けない幼稚園	1,210人	-	-	-	
	認可外保育施設	-	-	0人	0人	
合計 (②)		1,265人	492人	109人	289人	
現 状	特定教育・保育施設	市内	0人	482人	109人	289人
		市外	55人	10人	0人	0人
	特定地域型保育	-	-	0人	0人	
	確認を受けない幼稚園	1,210人	-	-	-	
	認可外保育施設	-	-	0人	0人	
合計 (②)		1,265人	492人	109人	289人	

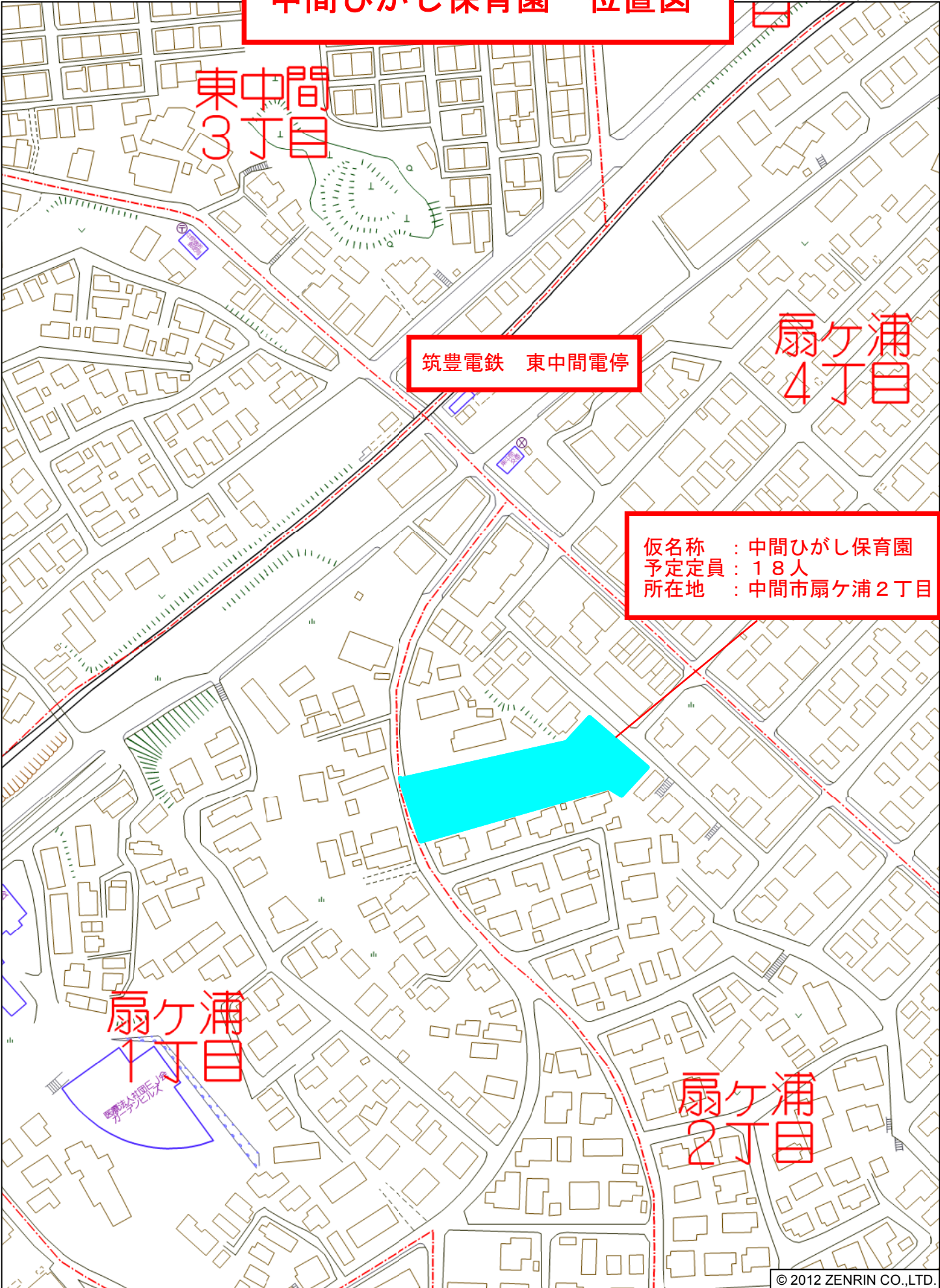
資料 3

○平成 28 年度特定地域型保育事業新設の内容

事業者名称	学校法人 中間東学園
代表者	理事長 波多野 定
地域型保育区分	小規模保育 A 型 【小規模保育 A 型概要】 認可定員 6～19 人 職員数 保育所の配置基準 + 1 名 職員資格 保育士
仮施設名称	中間ひがし保育園
所在地	中間市扇ヶ浦 2 丁目 2 番 1 号
予定定員	18 人 内訳 2 歳クラス 6 人 1 歳クラス 6 人 0 歳クラス 6 人
卒園後受け皿	中間東幼稚園 ※小規模保育事業については、小規模かつ 0～2 歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。
開所年月	平成 28 年 5 月から予定

中間ひがし保育園 位置図

利用者:nakama



仮名称 : 中間ひがし保育園
予定定員 : 18人
所在地 : 中間市扇ヶ浦2丁目

中間市扇ヶ浦2丁目付近

© 2012 ZENRIN CO.,LTD.

地域型保育事業の概要

資料 4

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

小規模 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 6~19人

家庭的 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 1~5人

事業所内 保育事業



事業主体 事業主等

保育実施場所等 事業所の従業員の子ども+
地域の保育を必要とする子ども(地域枠)

居宅訪問型 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

地域型保育事業の認可基準





地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3種類の認可基準を設定しています。

A型：保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型**：中間型 **C型**：家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型

※特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としています。同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めている確保を図ります。

※また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食	
 小規模 保育事業	A型	保育所の配置基準+ 1名	保育士*1	●自園調理 （連携施設等からの搬入可） ●調理設備 ●調理員*3	
	B型	保育所の配置基準+ 1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。		0・1歳児： 1人当たり3.3㎡ 2歳児： 1人当たり1.98㎡
	C型	0～2歳児 3：1 （補助者を置く場合、5：2）	家庭的保育者*2		0～2歳児： 1人当たり3.3㎡
 家庭的 保育事業	0～2歳児 3：1 （家庭的保育補助者を置く場合、5：2）	家庭的保育者*2 （+家庭的保育補助者）	0～2歳児： 1人当たり3.3㎡		
 事業所内 保育事業	定員20名以上… 保育所の基準と同様 定員19名以下… 小規模保育事業A型、B型の基準と同様				
 居宅訪問型 保育事業	0～2歳児 1：1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—	

・小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。

・連携施設や保育従事者の確保等が困難な離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けています。

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たった経過措置を設けています。

〈参考〉

保育所	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1	保育士*1	0・1歳児 乳児室：1人当たり1.65㎡ ほふく室：1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等：1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可（特区） ●調理室 ●調理員
-----	----------------------	-------	---	--

*1 保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています（平成27年4月1日からは准看護師も対象）。

*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とします。

*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。

中間市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、中間市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号第に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 子どもの保護者
 - (3) 地域において子育ての支援を行う者
 - (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
 - (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員会で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て会議及び臨時委員の中から、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会において準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども未来課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第 7 7 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 3 1 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 4 3 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 6 1 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

（特定教育・保育施設の確認）

第 3 1 条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 7 7 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第 4 3 条

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 7 7 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 6 1 条

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 7 7 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。